

仙台弁護士会主催

平成30年2月2日  
10時～16時

# 旧優生保護法被害 に関する電話相談

※ FAXは  
2/2以降も  
可能です。

旧優生保護法のもと  
望まない不妊手術・パイプカット手術を受けた方  
もしくはそのご家族・ご友人の方へ

ご相談お待ちしております

日時：平成30年2月2日(金)10時～16時  
電話番号：022-721-7093

FAXは 022-397-7961 (弁護士事務局：宇都・山田法律事務所)

旧優生保護法(現在は母体保護法へ名称変更)は1948年に制定された、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」を目的とする法律です。

同法の下、「遺伝性精神病質」等に罹患していることを理由として、優生手術及び人工妊娠中絶が行われていました。

優生手術とは、生殖腺を除去することなしに生殖を不能にする手術のことを指し、いわゆる「パイプカット手術」「不妊手術」のことをいいます。

優生手術及び人工妊娠中絶は、本人の同意を得た場合(ただし、本人の真意に基づく同意であったかどうかは定かではありません)のほか、一定の要件を満たす場合には、本人の同意を得ることなしに行われていました。

その実施件数は全国で約2万5000件、宮城県では約1400件が実施されたとされています。

